

# はるひ野町内会 個人情報取扱規程

はるひ野町内会

## (目的)

第1条 本規程は、はるひ野町内会(以下、本会)において個人情報が適法かつ適正に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が取得し又は保有する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

- (1) この規定において「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。  
なお、「個人に関する情報」は、氏名、住所、性別、生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報又は映像もしくは音声も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。  
また、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人に関する情報となる。  
さらに、「生存する個人」は、日本国民に限られず外国人も含まれる。  
さらに、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、これら法人その他の団体に関する情報は含まれない。
- (2) この規定において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (3) この規定において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) この規定において「メール配信システム」とは、所定の外部メール配信サービス(以下、「はるひ野町内会 メール配信システム」と称する)をいう。  
なお、「はるひ野町内会 メール配信システム」は、町内におけるメール配信及び情報管理を確実に実施するため、「高い安全性」及び「簡単な操作性」を特徴とし多くの自治体又は学校等で導入されている外部メール配信サービスである。

## (責務)

第3条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)その他各種法令を遵守するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第4条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

## (個人情報の利用目的及び取得)

第5条 本会は、次に掲げる利用目的のための取得を除き、個人情報を取得しないものとする。

- (1) 会長その他の役員、事務局員、班長又は部会員等本会各役割に係る情報伝達のための取得
  - (2) 会費集計の正確性確保のための取得
  - (3) 会員へのイベント、防犯/防災情報等の情報展開のための取得
  - (4) 会員からの情報収集のための取得
  - (5) イベント等対象者等の把握のための取得
  - (6) 災害時における支援活動のための取得
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町内会事業を遂行するための個人情報の取得
- 2 前項に係る個人情報の取得にあたっては、取得する情報の項目又は取得する方法もしくは手段については、前記利用目的に応じて適宜設定する。
  - 3 第1項に規定する利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
  - 4 第1項の利用目的のために個人情報を取得する場合において、取得した個人情報の利用範囲及び管理方法については、当該個人情報の取得時又は事前に通知するものとし、それをもって同意を得たものとみなす。

(利用目的による制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関、神奈川県、川崎市もしくは麻生区又はその委託を受けた者が、法令または条例の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(同意の取消し)

第7条 第5条第4項において個人情報の利用範囲及び管理方法に関して同意を得たものとみなされた者は、当該同意を得たとみなされた後、当該個人情報における個別の項目ごとに又は全ての項目について当該同意を取消すことについて申し出をすることができる。

2 前項に係る取り消しの申し出があった場合は、遅滞なく該当する個人情報に係る項目を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、すでに本人の同意を得て回覧その他の方法により公表された情報については、この限りではない。

(個人情報及び個人データの安全管理)

第8条 本会は、取得した個人情報に係る個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置(以下、安全管理措置)を講じるものとする。

2 前項に規定する安全管理措置は、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物的安全管理措置および技術的安全管理措置を含み、これら安全管理措置に係る個別の措置については、別途定めるものとする。

3 本会の会員が、第5条第1項各号に掲げる利用目的のために、各役割(会長、副会長、会計、部会長、ブロック代表者、事務局員、班長又は部会員)から所定の個人情報の提供を受けた際は、個々の会員が適正に管理する。

4 本会の会員が、第5条第1項各号に掲げる利用目的のために、所定の個人情報を知り得た際は、個々の会員が適正に管理する。

5 個人情報の管理の必要性は、新規の提供時に都度、徹底のため案内するものとする。

6 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(個人データの第三者提供)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関、神奈川県、川崎市もしくは麻生区又はその委託を受けた者が、法令または条例の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

附 則

この規程は、2020年4月26日から施行する。